

障がい福祉制度のご案内

令和4年5月改定

福祉課では、障がい福祉制度の紹介や受付を行っています。障がいについて相談をしたい、各制度を詳しく知りたい又は利用したいなど、障がい福祉についてお困りの場合は、お問い合わせください。

【お問い合わせ】生活福祉部福祉課福祉グループ

Tel 0568-28-0912

(〒480-0292 豊山町大字豊場字新栄260番地)

1 手帳

障がい者福祉のサービスを受けるには、原則、手帳の交付が必要です。

(1) 身体障害者手帳

身体に一定の障がいのある方に交付します。

(2) 療育手帳

知的発達機能に障がいのある方に交付します。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患の方で日常生活に障がいのある方に交付します。

2 手当

内 容：手帳をお持ちの方に手当を支給します。所得制限があります。

手当名	手当額	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
在宅重度障害者手当(県)	① 15,500円	1・2級の一部	A判定の一部	
	② 6,750円	1・2級	A判定	
		3級の一部	B判定の一部	
町心身障害者手当(町)	① 5,000円	1・2級	A判定	1級
	② 3,500円	3・4級	B判定	2級
	③ 2,000円	5・6級	C判定	3級

※ 上記手当以外にも、特別児童扶養手当(国)、特別障害者手当(国)、障害児福祉手当(国)等の手当があります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

3 助成・割引制度

(1) 交通機関の割引 ※

内 容：利用前に身体障害者手帳や療育手帳を提示することで、とよやまタウンバスや民間バス、JR・私鉄、航空旅客機、タクシー各社の運賃などが割引になることがあります。なお、割引の利用に際しては各種条件設定があります。

※詳しくは、交通機関各社へお問い合わせください。

(2) 有料道路の割引

内 容：身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、自家用の乗用自動車などで日常活動のため有料道路を通行する場合に通行料金が割引されます。割引を受けるにあたっては、一定の要件があり、事前に申請が必要です。

対象者：〈手帳をお持ちのご本人が運転される場合〉

身体障害者手帳をお持ちの方

〈手帳をお持ちのご本人以外（介護者）が運転され、ご本人が同乗される場合〉

「旅客鉄道株式会社運賃減額 1 種」と記載された、身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

(3) 自動車改造費の助成

内 容：自動車改造費用の一部を助成します。なお、改造の前に申請が必要です。所得要件等により、助成できない場合があります。

対象者：① 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、免許の条件が付された方で、自ら所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある方

② 車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者の介助者の方

（自動車をリフト付き等に改造する経費又は既に改造された自動車を新規購入する経費の一部を助成します。）

(4) 交通料金の助成

内 容：基本料金と迎車料金を助成するタクシー利用券又は自動車燃料費の助成のいずれかを選択できます。（年度途中の変更はできません。）

対象者：身体障害者手帳 1～3 級又は療育手帳 A 又は B 判定の方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者の方

タクシー利用券：一回の乗車につき 1 枚利用できます。リフト付きタクシーの場合は、1 枚 600 円助成し 1 回の乗車で最大 12 枚まで利用できます。1 カ月あたり 4 枚交付します。

自動車燃料費：1 カ月 1,000 円を上限として助成します。

(5) 住宅改修費の助成

内 容：重度の、身体又は知的障がいのある方等が、身体の状態に適するように住宅を改造する場合に、その費用の一部を補助します。新築、増築の場合は、助成の対象にはなりません。工事を行う前に必ず相談の上、申請してください。

対象者：身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病患者の方のうち、一定の要件に該当する方

(6) NHK放送受信料の助成

内 容：身体、知的又は精神障がいがあり一定の要件に該当する人の受信料を半額又は全額免除します。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(7) 携帯電話料金の助成 ※

内 容：携帯電話料金の割引を受けることができます。

※詳しくは携帯電話各社へお問い合わせください。

(8) NTTの無料電話番号案内 ※

内 容：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たしている方は、無料で電話番号案内が利用できます。（事前登録が必要です。）

※詳しくはNTTへお問い合わせください。

4 税金・住宅・貸付

(1) 自動車税・自動車取得税の減免 ※

内 容：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又はその方と生計を一にする方で、一定の要件を満たしている場合は、自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

※詳しくは、自動車税は北部県税事務所、軽自動車税は役場税務課、軽自動車税、自動車税の取得税は東部県税事務所へお問い合わせください。

(2) 税金の障がい者控除 ※

内 容：納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者の場合は、所得税や住民税が一定の金額の所得控除を受けることができます。

※詳しくは、所得税に関しては名古屋西税務署、住民税に関しては役場税務課へお問い合わせください。

5 医療・年金

(1) 自立支援医療（更生医療）

内 容：障がいを軽くしたり、機能回復のための医療（人工透析、心臓手術、人工関節置換術、抗 HIV 療法、免疫抑制療法等）を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます（所得に応じて自己負担があります。）

対象者：身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方

(2) 自立支援医療（育成医療）

内 容：障がいを軽くしたり、生活能力を得るために、必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費が助成されます（所得に応じて自己負担があります。）

対象者：身体に機能障がいがあったり、病気を放置すると障がいを残す可能性のある18歳未満の児童

(3) 自立支援医療（精神通院）

内 容：精神科への通院が継続的に必要な方に対し、医療費を助成する医療制度です。

対象者：精神科へ継続的に通院されている方

(4) 障がい基礎年金 ※

内 容：国民年金の被保険者期間中に病気やケガをして障がいをうけ、障がい程度が障がい等級に該当する場合に支給されます（一定の保険料納付要件を満たしていること）。

※詳しくは役場住民課又は名古屋西年金事務所へお問い合わせください。

(5) 障がい厚生年金 ※

内 容：病気やけがをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合、その程度に応じて障がい厚生年金・障がい共済年金が支給されます。

※詳しくは厚生年金は社会保険事務所、共済年金は各共済組合までお問い合わせください。

(6) 心身障がい者扶養共済制度

内 容：障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される共済制度です。要件により、加入できない場合があります。

6 日常生活用具・補装具

(1) 日常生活用具

内 容：在宅で重度障がいのある人が自力で日常生活をおくるための日常生活用具を給付・貸与します。種目、年齢により給付要件が違います。

(注 1) 購入前に申請が必要です。

(注 2) 介護保険対象の方は、介護保険制度を優先利用してください。

日常生活用具一覧 (例)

主に下肢・上肢障がいの方	紙おむつ、便器、入浴補助用具、つえ、特殊マット等
視覚障がいの方	点字図書、拡大図書器等
聴覚障がいの方	聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい者用FAX等
内部障がいの方	ストマ用装具、電気式たん吸引器、ネブライザー等
その他	頭部保護帽、自動消火器、住宅改修費助成等

※ 上記用具以外にも対象となるものは多数あります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

対象者：身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方

(2) 補装具

内 容：車いすや義足、安全杖など身体の障がいを補い、日常生活を容易にするため、補装具の交付、修理及び貸与をします。品目により交付要件が違います。

補装具の耐用年数の期間中は老朽化しても修理になります。

原則 1 割負担となります (所得に応じて負担限度額があります。)

(注) 介護保険対象の方は介護保険制度、医療保険対象の方は医療保険制度、労災の制度適用の方は労災制度をそれぞれ優先利用ください。

対象者：身体障害者手帳をお持ちの方、一部の難病患者の方

(3) 補装具の利用者負担の助成

内 容：補装具の利用者負担の2分の1が助成されます。(助成金額の上限は、1カ月あたり1万円です。)

対象者：補装具の交付・修理で利用者負担をされた方

(4) 災害時に備えたストマ用装具の保管

内 容：災害時に備えて、自己所有のストマ用装具を保健センターで保管します。保管期限は1年6カ月です。

対象者：ストマ用装具を利用されている方

(5) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成

内 容：補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入等に係る費用を助成します。

(注1) 所得制限があります。

(注2) 他の法令の規定による助成が受けられる場合は対象外となります。

対象者：次の要件をすべて満たす方

- ① 町内に住所を有する18歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象外である方
- ③ 身体障害者福祉法に規定する医師が補聴器装用の必要性を認めている方

(6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

内 容：小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方に、車いす、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

(注1) 収入の状況に応じて自己負担があります。

(注2) 他の法令の規定による給付が受けられる場合は対象外となります。

対象者：小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

(小児慢性特定疾病医療受給者証の申請は清須保健所へお問い合わせください)

7 日常生活の援助

■ 意思疎通支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

内 容：公的機関や学校、病院等の用件で社会生活を営むため手話通訳や要約筆記を必要とする場合に派遣します。

対象者：聴覚障がいや言語障がいのある方

(2) 手話通訳者の設置

内 容：役場 1 階5番窓口の福祉課に手話通訳者を設置し、障害を有する方の意思疎通の仲介を行います。

設置日時：月曜日・木曜日 午前9時～12時まで

火曜日・金曜日 午後1時～4時まで (祝日を除く)

(3) 点字広報

内 容：役場情報コーナーに点字広報を置いています。

※配布をご希望の方は福祉課へお問い合わせください。

■ 日常生活支援

(4) 避難行動要支援者名簿の登録

内 容：下記の対象者は、災害時に自分で避難することが難しく、支援が必要な方（避難行動要支援者といいます。）として名簿に登録され、災害時には地域の協力者（西春日井広域事務組合消防本部、愛知県警察、民生委員、豊山町社会福祉協議会、町内自主防災会）に名簿が提供されます。名簿の対象者のうち、同意された方については、災害時における地域支援を進めるため、平常時から地域の協力者に名簿が提供されます。

- 対象者：① 身体障害者手帳1・2級のうち、視覚・聴覚・肢体不自由の障がいのある方
② 療育手帳A判定の方
③ 精神障害者保健福祉手帳1級の方

(5) 車いすの貸出

内 容：通院や旅行など、一時的に車椅子を必要とする方に貸し出します。

対象者：身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者の方

(6) 配食サービス

内 容：町に登録している配食サービス業者が、自宅に昼食や夕食を配達します。配食サービスの利用に係る費用を助成します。

対象者：下記に該当する、本人又は同居人によって食事の調理が困難な方
身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳以上の方

(7) 徘徊障がい者へのGPS端末機の貸与

内 容：徘徊行動の見られる方の早期保護と安全確保に役立つ、位置情報検索システム（GPS）を貸与します。

対象者：徘徊行動のみられる、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や難病患者の方

(8) 緊急告知機の設置補助

内 容：ケーブルテレビ「とよやまチャンネル」による緊急放送をお知らせする、緊急告知機1台を設置する費用を全額補助します。

対象者：身体障害者手帳1～3級のうち視覚障がいの方がいらっしゃる世帯

(9) 日常生活自立支援事業 ※

内 容：日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金

証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをしています。

※詳しくは、豊山町社会福祉協議会へお問い合わせください。

対象者：療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(10) 成年後見制度

内 容：判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

対象者：療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(11) ヘルプマーク

内 容：外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

豊山町では、役場1階の福祉課にて配布をしています。

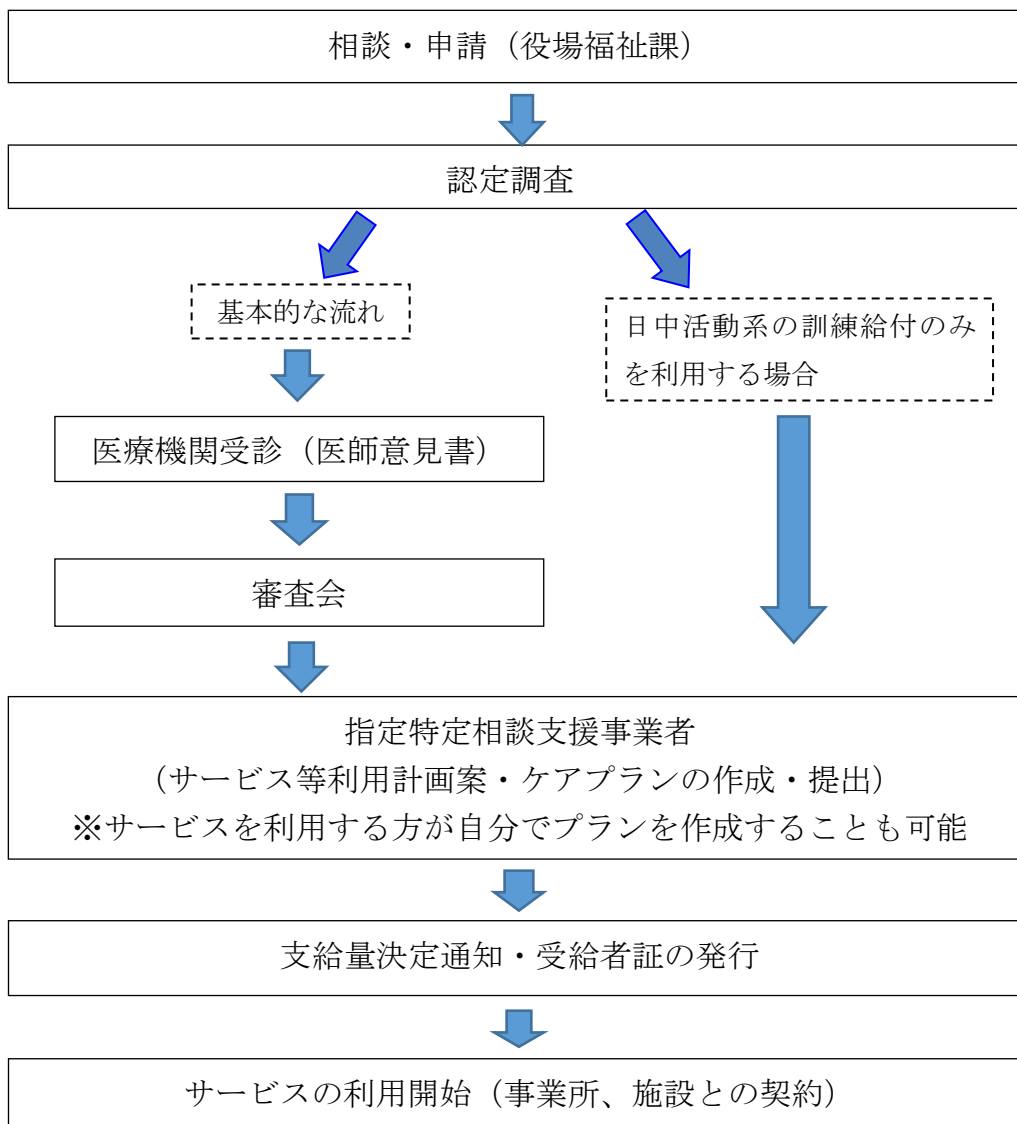
対象者：義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

8 総合支援法各種サービス

内 容：障がいのある方の日常生活・社会生活を支援するサービスを提供します。居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、生活介護などの介護給付、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付、移動支援、日中一時支援、訪問入浴など町が実施する地域生活支援事業があります。利用するためには、相談、申請、障害支援区分の認定調査、サービス等利用計画案の提出などのお手続きが必要になります。利用をご希望の場合は、福祉課へお問い合わせください。

対象者：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
発達障がいの診断書、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方
難病患者の方

<利用までの流れ>



（１）障害福祉サービス

障害福祉サービスとは、障がい者を有する方や難病の方がサービスを選択し、事業所と契約して、サービスを利用する制度です。生活又は療養に必要な介護「介護給付」と就労につながる支援「訓練給付」などがあります。

利用料： 原則費用の1割の自己負担が発生します。

※障害のある方とその配偶者の所得から上限額を設定します。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

対象者： 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者の方、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

実施事業所： 豊山町ホームページ又はWAMNETで確認することができます。

“豊山町HP” 福祉→障がい者の福祉→障害者総合支援制度→尾張中部福祉圏域事業所一覧

“WAMNET” URL：障害者福祉→障害福祉サービス等情報検索

【 <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COPO00100E0000.go#> 】

○訪問系サービス

種類	名称	内容
介護給付	① 居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。
	② 重度訪問介護	重度の障害を有する方に、自宅で入浴・排泄・食事などの介助や、外出時の介護を総合的に行います。
	③ 行動援護	知的や精神の障害により移動が困難で、常に介護が必要な方に外出時の移動中の介護などを行います。
	④ 同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供・移動の援護を行います。
	⑤ 短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、一時的に施設へ入所し、介護などを行います。

○日中活動系サービス

介護給付	療養介護	医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。
------	------	--

	生活介護	常に介護が必要な方に、施設等で入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動などの機会を提供します。
訓練給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障害のある方で、理解力や生活力に不安のある方を対象に、助言や相談等の対応を一定期間行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方に対し、就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応するための支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (A型：雇成型、B型：非雇成型)

○居住系サービス

介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む方に入浴、排せつ、食事などの介護や住居における相談など日常生活上の援助を行います。

(2) 地域生活支援事業

障害福祉サービスとは別に地域や利用者の実情に応じて、障害者の地域における生活を支える様々な事業を都道府県や市町村ごとに実施します

事業	内容
相談支援事業	本人や家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス等利用計画の作成等を行います。
移動支援事業	同行援護等の対象とならないケースでの、外出時の移動を支援し社会参加を促します。
日中一時支援	日中における活動の場を提供し、家族の就労や負担軽減を図ります。
地域活動支援センター事業	障害のある方に創作的又は生産活動の機会を提供し社会との交流等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能等の意思の伝達に支援が必要な方に対して手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。

9 障がい児各種サービス

内 容：本町にお住まいの方を対象に、児童福祉法における通所支援のサービスについて申請を受け付けています。

利用するためには、相談、申請、調査、サービス等利用計画案の提出などのお手続きが必要になります。利用をご希望の場合は、福祉課へお問い合わせください。

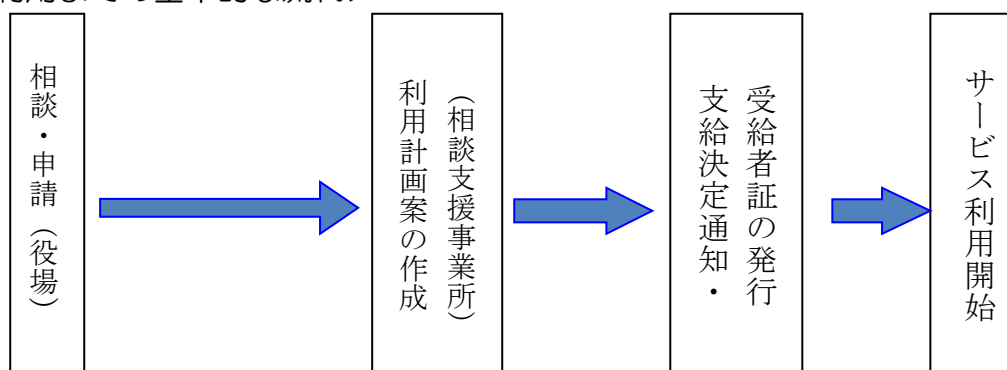
対象者：身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいを含む。）又は難病のある児童

利用料：原則費用の1割の自己負担が発生します。

※保護者の属する世帯の所得から上限額を設定します。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割16万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用 4,600円
	※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く	入所施設利用 9,300円
一般2	上記以外	37,200円

＜利用までの基本的な流れ＞



実施事業所：豊山町ホームページ又はWAM NETで確認することができます。

“豊山町HP” 福祉→障がい者の福祉→障害者総合支援制度→尾張中部福祉圏域事業所一覧

“WAMNET” URL：障害者福祉→障害福祉サービス等情報検索

【 <https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COPO00100E0000.go#> 】

名称	内容
児童発達支援	未就学児に対し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活での適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	医療的管理下で支援が必要な方に児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児に対し放課後等学校の休業日に生活能力の向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等で支援が必要な方に、集団支援へ適応できるように専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害があり、外出が困難な児童に対し、居宅へ訪問し、児童発達支援を行います。

10 相談

(1) 相談支援事業

内 容：障害者相談支援専門員等に、障がいに関する一般的な相談（情報提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護など）を身近な場所ですることができます。相談は無料です。下記の委託先である相談支援事業所で実施しています。

相談支援事業所	対象者	連絡先
豊山町社会福祉協議会	身体・知的障がいのある方	29-0002
愛知県青い鳥医療福祉センター	障がい・発達障がいのある児童	052-501-4079
尾張中部福祉の杜	身体・知的障がいのある方	22-1123
特定非営利活動法人 太陽	精神障がいのある方	25-0631

(2) 尾張中部障害者就業・生活支援センター

内 容：「働きたい」と希望している障がいのある方や家族の相談に乗り、就業とそれに伴う生活に関する相談・支援を行っています。

と き：9～17時 月～金曜日（祝祭日・お盆・年末年始除く。）

連絡先：(052) 908-2540